

常陸大宮市入札心得（電子入札用）

常陸大宮市の契約に係る競争入札における電子入札による入札その他の取扱いについては、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

1 入札等

- (1) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、常陸大宮市建設工事執行規則（平成3年大宮町規則第22号）、常陸大宮市建設コンサルタント業務等執行規則（平成8年大宮町規則第9号）、常陸大宮市財務規則（平成3年大宮町規則第21号）、常陸大宮市電子入札の試行に関する要領（平成26年10月施行）及び常陸大宮市電子入札運用基準（平成26年10月施行）を遵守すること。
- (2) 入札参加者は、設計図書、仕様書及び契約約款並びに入札公告書（入札通知書）（以下「設計図書等」という。）を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において設計図書等に疑義があるときは、入札日の前日までに関係職員の説明を求めることができる。
- (3) 入札参加者は、電子入札システムによりがたい場合は、市長の承諾を得て紙入札に変えるものとする。
- (4) 入札書その他の提出書類は、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、(3)により承諾を得た場合には、簡易書留郵便により提出するものとする。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (6) 一度提出した入札書は開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しすることはできない。
- (7) 予定価格が事前に公表されている入札については、積算内訳書を入札書と併せて提出しなければならない。積算内訳書は指定様式に記名し、宛名、日付、数量、単価、金額等を明らかにしたものでなければならない。なお、ファイル形式は画像又はテキストファイル形式を原則とする。
- (8) 提出書類の日付は入札日を記載するものとする。

2 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
入札を辞退するときは、入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出すること。ただし、市長の承諾を得た場合には、入札書の提出締切日までに辞退届（様式第2号）を簡易書留郵便により提出するものとする。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

3 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、公正な入札を確保するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 工事における特例

- (1) この入札の対象案件が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の13に該当するもの（建築一式工事1,500万円以上、その他の建設工事500万以上）である場合は、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する審査をいう。）を受けていない者は、この入札に参加できない。

入札にあたっては、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27及び第27条の29第1項の規定による通知（建設業法施行規則別記様式第25号の12））の写しを請求があったときは提出すること。

なお、既に経営事項審査を受審し、かつ、総合評定値を請求した者であって最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が送達されていないものにあつては経営事項審査完了票の写しを請求があったときは、提出すること。

- (2) この入札の対象案件が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事である場合は、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算したうえで入札すること。又、落札者は、契約にあたり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用等について落札決定後に発注者と協議を行うこと。

5 入札の中止等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。又、入札の執行直前にくじを引かせて、入札に参加する者の数を減少して執行する場合がある。
- (2) 入札の執行前又は入札執行中において入札参加者が2人に満たないときは、入札を中止する。ただし、一般競争入札において入札公告書に明記のないものについては、この限りでない。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について不正の行為があった場合。
- (2) 指定の日時までには到達しない場合。
- (3) 入札保証金を納入することとなっている入札について、指定の日時までには所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納めない場合。
- (4) 入札書に記載されている金額その他必要事項を確認し難い場合又は紙入札の場合で、記名押印のない場合。
- (5) 入札書を2通以上提出した場合。
- (6) 他の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした場合。
- (7) 紙入札の場合で、代理人が委任状を持参しない場合。
- (8) 予定価格が事前に公表されている入札において、積算内訳書を提出しないで入札をした場合。
- (9) 再度入札にあたり、直前の入札の最低価格以上の入札をした場合。
- (10) 予定価格が事前に公表されている入札において、当該予定価格を超える金額で入札した場合。
- (11) 市長の承諾を得ず、又は指示によらずに紙入札をした場合。
- (12) 同一の入札案件において、システムによる入札及び紙入札をした場合。
- (13) その他入札に関する条件に違反した場合。

7 再度入札

- (1) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、予定価格を事前に公表しているものについては、入札を中止し、不調とする。
- (2) 再度入札は1回までとする。再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者とする。

8 落札者の決定

- (1) 原則として、有効な入札を行った者のうち予定価格の範囲内で最低（最高）の価格で入札した者を落札者とする。ただし、常陸大宮市建設工事低入札価格調査制度実施要綱に基づき、調査基準価格を設定した入札において、その調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札を保留したうえで、落札候補者の入札価格により契約内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、さらにその調査結果を低入札価格調査委員会で審査後、市長が履行されると認めた場合に限り、当該落札候補者を落札者として決定する。なお、数値的判断による基準を満たしていない場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断し、調査事項に関する事情聴取等を行うことなく失格とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、システムにより当該入札者にくじを行わせて落札者を決定する。ただし、当該入札者中に紙入札による入札参加者が含まれている場合等システムによるくじの執行が困難な場合は、市長が指定する場所及び日時において、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 落札者決定後、契約締結までの間に入札に係る疑惑の通報等があった場合は、契約の締結を保留することがある。
- (4) 最低制限価格を設定しているときは、最低制限価格未満の入札をした者は、落札者とはせず、この入札におけるそれ以降の入札には、参加できない。

9 前払金

- (1) 建設工事の場合
工事請負額が500万円以上でその4割以内
- (2) 建設コンサルタント業務の場合
業務委託料が200万円以上でその3割以内

10 契約保証金

契約の内容が、契約金額500万円以上（建築一式工事の場合は1,000万円以上）の工事請負契約の場合は、契約保証金を納付しなければならない。契約保証金の納付等については別に定めるところによる。

11 契約書の作成

- (1) 落札者は、指示された契約書により契約書を作成し、関係書類を添えて落札をした日から5日以内に提出しなければならない。
- (2) 契約が議会の議決を要するものであるときは、議会の議決を経た後本契約を締結する旨を含む仮契約となる。

12 異議の申立

入札をした者は、入札後、この心得、設計図書等及びその他関係法令等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

13 補則

この心得と入札公告書による入札条件に相違があるときは、入札公告書を優先するものとする。